

募集要項

— 目 次 —

- | | |
|---------------|-----|
| ① 申請資格について | P.1 |
| ② 助成金の種類について | P.1 |
| ③ 申請期間について | P.2 |
| ④ 注意事項について | P.2 |
| ⑤ 提出書類チェックシート | 裏面 |

応援があるから、がんばれる。



※この助成金は、赤い羽根共同募金
配分金で実施しています。

社会福祉法人

豊橋市社会福祉協議会

① 申請資格について

豊橋市社協ボランティアセンターに登録、またはとよはしボランティアネットワークに参加している団体で以下の条件を満たすものとします。

- ①活動計画に基づき積極的に活動している。
- ②豊橋市内で活動している。
- ③会則、事業計画事業報告、収支予算書、収支決算書を作成している。※これらに準ずるものでも構いません。
- ④活動内容が有償の活動ではない。(実費徴収は除く)

② 助成金の種類について

各団体につき、年度内に一度、以下の3種類の中でいずれかの助成制度に応募することができます。

- ①一般活動助成:1団体 5万円を限度額として助成
- ②特別活動助成:1団体10万円を限度額として助成
- ③小規模活動助成:1団体 3万円を限度額として助成

※①・②については経費の5分の4以内を上限額とします。③は団体負担不要。

(例として、「②特別活動助成」で12万5千円の高額備品を購入する場合、10万円を助成金、残りの2万5千円は団体の自己負担で、②特別活動助成を申請することができます。)

③ 申請期間について

原則として令和6年3月31日までに団体の活動に必要な経費を対象としますが、申請期間第4期の申請に限り、翌年度の6月末とします。

◆第1期募集:令和5年5月1日(月)～5月31日(水)

◆第2期募集:令和5年9月1日(金)～9月30日(土)

◆第3期募集:令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

※第3期は小規模助成のみの募集となります。

◆第4期募集:令和6年2月1日(木)～2月29日(木)

※第4期申請で助成を受けた場合、翌年度の申請は不可。

助成金審査会において審査し、結果を案内します。

④ 注意事項について

申請に関して、以下の注意事項をご確認ください。

①既に購入したものや、終了した事業は対象外となります。

②助成金交付を受けた団体は、報告書を提出いただきます。

③ユニフォームを作成の場合は、『赤い羽根ロゴマーク』のプリント、貸出規定の提出等が必要となります。

④次にあげるものは、助成の対象外となります。

- ・団体の日々の活動費や運営費 等
- ・行政または企業等からの補助や委託で行われる事業
- ・他団体等への会費や負担金、寄付等
- ・慶弔費、個人所有となるもの

提出書類チェックシート

申請に必要な書類を下記にまとめました。ご提出前に今一度ご確認ください。

No	資料名	チェック
①	ボランティア活動助成金交付申請書(様式1)	<input type="checkbox"/>
②	申請事業に関する資料(チラシ、パンフレット等)	<input type="checkbox"/>
③	物品購入やイベント費用等、業者の見積書	<input type="checkbox"/>
④	会則	<input type="checkbox"/>
⑤	前年度の事業報告書および収支報告書	<input type="checkbox"/>
⑥	今年度の事業計画書および収支予算書	<input type="checkbox"/>
⑦	広報誌や会報、新聞記事等、団体の活動に関する資料があれば添付	<input type="checkbox"/>

※資料④～⑥については、これらに準ずるものでも構いません。

書類の作成方法など、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

豊橋市社会福祉協議会・ボランティアセンター
TEL:52-1111 FAX:52-1112